

日医FAX ニュース



日医FAXニュース
編集・発行：日本医師会 (03-3946-2121)

■ 「医療の在り方を方向付ける年」

— 横倉会長 —

横倉義武会長は1月8日の会見で、新年に当たって今年1年の展望を語った。過去のねずみ年は後期高齢者医療制度の開始や、医療法、医師法の制定などがあり、「今後の医療の在り方を方向付ける重要な年であった」と振り返った上で、2020年も国民が安心できる社会保障制度の構築に力を尽くすと強調した。ねずみ年は種の中に新しい生命が兆し始める意味があるとし、「ねずみ年にまいた種が健やかに成長し、大きな花を咲かせられるよう全力で努めていきたい」と意欲を示した。

政府の全世代型社会保障検討会議の最終報告は「今後の医療の在り方を左右する極めて重要な意味を持つ」とし、「社会保障費の歳出への圧力が強まる中、さらに紆余曲折があると思うが、日医は政府与党や厚生労働省の会議、記者会見などを通じて、国民の安心につながる社会保障制度が構築されるよう引き続き主張していきたい」と述べた。

また、超高齢社会に対する日本の対応を世界中が注目しているとし、「モデルをしっか

りと示していかなければいけない」と述べた。政府の20年度予算案に盛り込まれた「予防・健康づくりの大規模実証事業」に期待を示し、日医も連携して取り組む方針を示した。

議論が大詰めを迎える20年度診療報酬改定については「基本方針に沿って中医協でしっかりと議論を行い、時代に即した改革を続けていくものと考えている」と述べた。

医療関係者が働きやすい環境づくりやかかりつけ医機能の定着も推進するとしたほか、大規模災害や東京オリ・パラへの対応なども課題に挙げた。 【メディファクス】

■ 学校保健のさらなる取り組みで宣言

— 日医 —

日本医師会は1月8日の記者会見で「学校保健を通して児童生徒等の健康と安全を守る」日医宣言を発表した。昨年11月に日医の理事会で承認されたもので、2018年に成立した成育基本法の理念を踏まえ、児童生徒の健やかな成長のため日医が学校医らと取り組むべき施策をまとめた。健康診断や疾病の予防・管理の適切な実施に取り組むことなどを盛り込んでいる。

具体的には、▽健康教育の推進▽健診、健康相談、疾病の予防と管理など保健管理の適切な実施▽従来の健康課題に加え、肥満・痩身、生活習慣の乱れといった新たな健康課題への対応▽障害があっても安心して学べる環境の整備▽児童生徒等の健康と安全を守るための政府への働き掛け▽学校保健関係者の取り組み支援—への取り組みを宣言した。

道永麻里常任理事は同宣言を通じ、「児童

生徒の健康教育・健康管理を先頭に立って行っている学校医の先生方に対し、日医がさまざまな施策を講じることで応援、支援していく」と説明した。

●一般国民向け短編ドラマを制作

また、同日の記者会見では、一般国民向けの短編ドラマ「なな色健康家族」を制作したことを報告し、かかりつけ医の役割に関する作品を放映した。同作品のほか、「風疹の抗体検査・予防接種」「がん検診」「准看護師」をテーマとした合計4話で、日医ホームページ(www.med.or.jp/people/cm/001624.html)で視聴可能。 【メディアファクス】

■ 鹿児島県の古江氏ら5人が受賞

— 日医「赤ひげ大賞」 —

日本医師会は1月8日、地域の医療現場で長年にわたって住民の疾病予防や健康の保持増進に努めている医師を表彰する「赤ひげ大賞」の受賞者を発表した。今年は、歴代受賞者の中で最高齢となる98歳の古江増蔵氏(鹿児島県医師会推薦)ら5人が受賞した。3月13日(金)に都内で表彰式を開く予定。

受賞者は、▽木澤健一氏(岩手県医師会推薦、木沢医院長・91歳)▽内田好司氏(群馬県医師会推薦、内田病院顧問・83歳)▽湯川喜美氏(鳥取県医師会推薦、湯川医院長・83歳)▽積舎龍三氏(広島県医師会推薦、ときや内科理事長・61歳)▽古江増蔵氏(医療法人・社会福祉法人桃蹊会理事長)一の5人。

●新設「赤ひげ功労賞」、18人が受賞

このほか、日医は今回から大賞に加えて、地域医療に貢献している医師を顕彰する「赤

ひげ功労賞」を新設。北海道の増子詠一氏ら18人が受賞した。 【メディアファクス】

■ 未払い賃金の遡及「当分の間、3年間」

— 医療界「現実的な対応」 —

厚生労働省労働基準局は、今年4月施行の民法の一部改正に伴い、未払い賃金の請求ができる遡及期間(消滅時効)を現行労働基準法の2年間から5年間に改正するための労基法一部改正法案を通常国会に提出する。ただ「当分の間は3年間」で運用する考えで、今月にも開かれる労働政策審議会労働条件分科会で改正案の内容について最終確認する。法改正について、今村聡副会長は、メディアファクスに対して「“当分の間、3年間”という運用は2023年4月以降のスタートであり、平行して働き方改革が推進されることから、現実的な対応と受け止めている」と述べた。

未払い賃金の請求権は、現行の労基法で2年間と規定されているが、民法では未払い賃金の消滅時効は1年と規定。ただ、17年6月2日に公布された民法の一部改正に伴って原則5年間となったため、労基法で規定した2年間との整合性を取れない状況になっていた。

●23年4月以降、3年間の遡及可能に

厚労省は、労基法で未払い賃金の遡及を、2年間から5年間に一気に延長すると取引の安全や企業等への影響が大きいと判断。労政審分科会では、改正民法とのバランスを考え、5年としつつも「当分の間、3年間での運用」との考えをまとめた。これにより、賃金等の未払い請求は、23年4月以降から3年間遡及することが可能となるが、それまでは、現行

の2年間ルールの遡及が維持される見込みだ。また、今改正法の施行から5年が経過する25年4月時点の施行状況を踏まえた検討を行うことも規定される。

医療界では、未払い賃金問題について、大学病院での無給医への対応や、労基署による立ち入り調査等で未払い賃金への支払い命令を受ける病院も出ているため、遡及期間の見直しが注目されていた。

今回の労基法一部改正に向けた動きに、今村副会長は「改正民法で未払い賃金の請求権の消滅時効が5年に延長されたことで、労基法でも同様に5年ルールが適用されてしまうと医療機関にとっても大変厳しいと考えていたが、当分の間は3年間で決着した。現状のままなら負担が増えるだろうが、医療機関は、すでに働き方改革等で医師等の時間外労働短縮策を講じていくことから当分の間の3年間での運用は現実的な対応」との認識を示した。その上で「医療機関として未払い賃金が発生しないよう、院内労務管理等の徹底を図ることが重要だ」とした。【メディファクス】

■ 中国の原因不明肺炎、拡大も見られず

— 厚労省 —

厚生労働省は1月7日、中国湖北省武漢市で複数発生している原因の病原体が特定されていない肺炎に関する第2報を発表した。患者の発生状況は、第1報と変わらず5日時点の59例（うち7例が重症）とした。新たに、発生場所である海鮮市場を1月1日に閉鎖して以降は同様の患者の発生はないとし、香港や台湾などで武漢市から渡航した者の発熱の

報告があった事例についても「すでに他の原因が明確になった事例が大半」と説明。当該疾患と因果関係が明らかなものはないとした。

現時点では、日本国内で関連が疑われる事例は報告されていない。厚労省はポスターを作成し、空港などの検疫ブースで武漢市からの帰国者や入国者に対し自己申告の呼び掛けを始めたほか、入国者に対するサーモグラフィなどを用いた検疫体制を継続している。

病原体についてはいまだ不明で、インフルエンザや鳥インフルエンザ、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）などは否定されている。現時点で、人から人への感染の明らかな証拠はなく、医療従事者の感染事例も確認されていない。症状は多くの患者が発熱しており、咳などの呼吸器症状も出ているという。

記者団に説明した国立感染症研究所感染症疫学センターの鈴木基センター長は、情報が限られているため「そもそも感染症かどうかも含めて不明」と説明。現時点では海鮮市場に関わる人だけが発症しているとし、広がりを見せていないことから「例えばSARSのように人から人に広がっていくような感染症である可能性は極めて低い」と推察した。厚労省健康局結核感染症課は「感染症を念頭に情報収集をしているが、100%感染症であるとの確証はない」とした。【メディファクス】

【お知らせ】

1月14日（火）付の日医FAXニュースは休刊となります。次回の送信は17日（金）となりますので、予めご承知おきください。

日医広報課